

令和 4 年 第 4 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 4 年 6 月 14 日

閉会 令和 4 年 6 月 17 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和４年第４回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・14	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
15	水	休 会（議事整理）
16	木	休 日（議事整理）
17	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（6月14日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	3
3 欠席議員氏名	3
4 説明のため出席した者の職氏名	3
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定について	9
第3 諸報告	9
議長諸般の報告	9
行政報告	9
第4 町長の提案理由説明	9
第5 一般質問	10
(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	10
○竹崎町長答弁	13
○鎌倉建設課長答弁	13
○梶農林水産課長答弁	14
○松本総務課長答弁	15
○白坂企画財政課長答弁	17
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	17
○鎌倉建設課長答弁	17
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	18
○鎌倉建設課長答弁	18
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	18
○鎌倉建設課長答弁	18
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	18
○鎌倉建設課長答弁	18
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	19
○梶農林水産課長答弁	19
(7) 楠原清照議員第7回目一般質問	19
○梶農林水産課長答弁	19

(8) 楠原清照議員第8回目一般質問	19
○松本総務課長答弁	20
(9) 楠原清照議員第9回目一般質問	20
○竹崎町長答弁	21
(10) 楠原清照議員第10回目一般質問	21
○白坂企画財政課長答弁	21
(11) 楠原清照議員第11回目一般質問	21
○白坂企画財政課長答弁	22
(12) 楠原清照議員第12回目一般質問	22
○白坂企画財政課長答弁	22
(13) 楠原清照議員第13回目一般質問	22
○白坂企画財政課長答弁	23
(14) 楠原清照議員第14回目一般質問	23
○白坂企画財政課長答弁	23
(15) 楠原清照議員第15回目一般質問	23
○白坂企画財政課長答弁	24
(16) 楠原清照議員第16回目一般質問	24
○白坂企画財政課長答弁	24
(17) 楠原清照議員第17回目一般質問	24
○竹崎町長答弁	25
(18) 楠原清照議員第18回目一般質問	25
○梶農林水産課長答弁	26
(19) 楠原清照議員第19回目一般質問	26
○梶農林水産課長答弁	26
(20) 楠原清照議員第20回目一般質問	26
○梶農林水産課長答弁	26
(21) 楠原清照議員第21回目一般質問	27
○竹崎町長答弁	28
(22) 楠原清照議員第22回目一般質問	28
(1) 百田翔吾議員第1回目一般質問	29
○竹崎町長答弁	29
○鎌倉建設課長答弁	30
(2) 百田翔吾議員第2回目一般質問	30
○鎌倉建設課長答弁	30

(3) 百田翔吾議員第3回目一般質問	30
7 散 会	31

第2号(6月17日)

頁

1 議事日程	35
2 出席議員氏名	36
3 欠席議員氏名	36
4 説明のため出席した者の職氏名	36
5 事務局職員出席者	36
6 開会 開議	38
第1 報告第1号 継続費繰越計算書について	38
第2 報告第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	39
第3 報告第3号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について	42
第4 報告第4号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について	42
第5 報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について	43
第6 報告第6号 有限会社御立岬の経営状況の報告について	45
第7 議案第27号 令和4年度芦北町一般会計補正予算(第1号)	46
第8 議案第28号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	55
第9 議案第29号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	56
第10 議案第30号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について (一括議題＝日程第11から日程第12まで)	57
第11 議案第31号 あらたに生じた土地の確認について	58
第12 議案第32号 字の区域の変更について (一括議題＝日程第13から日程第14まで)	58
第13 議案第33号 町道の路線廃止について	59
第14 議案第34号 町道の路線認定について	59
第15 議案第35号 財産の無償貸付けについて	61
第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	62
第17 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について	62
第18 特別委員会委員の選任	64

第19	議員派遣の件	64
	(一括議題＝日程第20から日程第23まで)	
第20	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	65
第21	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	65
第22	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	65
第23	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	65
7	閉 会	65

令和4年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月14日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 一般質問

（散 会）

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 川 尻 成 美 君

13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君

住民生活課長 長 崎 十三男 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

商工観光課長 釜 辰 信 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

総 務 課 長 松 本 俊 造 君

税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

農林水産課長 梶 浩 之 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福 田 貴 司 君	次長(課長補佐)	窪 田 和 彦 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 ウクライナ人道危機救援金を寄付
期 日 令和4年4月27日（水）
場 所 日本赤十字社熊本県支部（熊本市）
内 容 芦北町議会からウクライナ人道危機救援金として15万円を寄付
- 3 熊本県町村議会議長会（議長研修・臨時総会）
期 日 令和4年5月19日（木）
場 所 熊本県市町村自治会館 本館講堂（熊本市）
内 容 議長研修＝講演 演題：ハラスメントの防止と議会の取り組み
講師：弁護士 太田 雅幸 氏
臨時総会＝会長及び副会長の補欠選挙
- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会総会
期 日 令和4年5月20日（金）
場 所 あらせ会館（水俣市）
内 容 令和3年度事業報告及び決算報告について ほか
- 5 水俣・芦北地域振興財団理事会
期 日 令和4年5月23日（月）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 令和3年度事業報告及び決算報告について ほか
- 6 全国町村議会議長会（議長・副議長研修会）
期 日 令和4年5月30日（月）
場 所 東京国際フォーラム（東京都）
内 容 講演 演題：町村議会のあるべき姿
講師：東京大学名誉教授 大森 彌 氏 ほか
- 7 熊本県町村議会議長会（熊本県関係国会議員への要望）
期 日 令和4年5月31日（火）
場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京都）
内 容 第72回熊本県町村議会議長会定期総会において決定した事項の要望
（県提出要望3件・各郡提出要望18件）

令和4年6月14日

芦北町議会議長 宮内 道 則

芦町監第7号
令和4年6月10日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和4年5月31日

3 検査実施日

令和4年6月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,363,197,889 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	5,571,619,501 円
	歳入歳出外現金	99,328,050 円
	計	8,034,145,440 円
水道事業会計		331,741,660 円

令和４年第４回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 令和２年７月豪雨災害復旧工事の進捗状況等及び住民の防災意識向上への取組について	① 令和４年５月末現在における各種災害復旧工事の進捗状況はどうなっているのか。 ア．建設課関係災害復旧工事（国・県・町事業） イ．農林水産課関係災害復旧工事（国・県・町事業） ② 各復旧工事の完了の時期等はそれぞれどう見込んでいるのか。 ③ 県の災害復旧工事の入札不調が新聞で報じられていたが、本町の不調不落の実態とその対策はどうなっているのか。 ④ 令和２年７月豪雨災害を踏まえ、自分の命を守るための避難行動等の徹底した習慣化が極めて重要であると考えますが、その取組についてどう考えているのか。	町長及び担当課長
		2 ふれあいツクールバスの利活用の促進等について	① ふれあいツクールバスの運行の現状等はどうなっているのか。 ② ふれあいツクールバスの利便性を更に向上させるため、路線やダイヤ（時刻表）を見直す考えはないか。 ③ 今後の運行方針等についてはどのように考えているのか。	町長及び担当課長
		3 国が定めた「みどりの食料システム戦	① 昨年、農林水産省において「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、その概	町長及び担当課長

		略」と本町農政の方向性等について	要はどうなっているのか。 ② 本町農業の農家数、経営規模などの概要はどうなっているのか。 ③ 「みどりの食料システム戦略」に本町農政はどう対応していく考えなのか。	
2	百田翔吾	1 県道二見田浦線の改良工事について	① 工事の進捗状況及び全面開通の予定はどうなっているのか。 ② 県道二見田浦線は、風光明媚な海岸沿いを通る路線であり、現在の活用はどのようになっているのか。	町長及び担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから令和4年第4回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 長口君
及び4番 林田君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から6月17日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。3月に行われました町議会議員選挙後、初の定例会となります。執行部一同、真摯に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年7月豪雨から間もなく丸2年を迎えようとしております。復興元年プラ

スワンと位置づけた本年度、復旧・復興をさらに本格化・加速化させるとともに、被災された方々の生活再建に係る事業を着実に推進しているところであります。

さて、6月11日に福岡管区気象台より、九州北部地方の梅雨入りが発表されました。現在のところ、大きな雨量には至っておりませんが、去る6月5日には、役場職員による豪雨対応防災訓練を開催し、避難所運営、物資輸送及びドローン訓練等、実施したところであります。また、住民の方にも自主防災組織や行政区を通じ、避難訓練、情報伝達訓練等に参加いただいております。決して気を緩めることなく、万全の態勢で今出水期に臨んでまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、継続費繰越計算書、一般会計及び特別会計の繰越明許費並びに一般会計の事故繰越し、有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告等、報告6件を提出しております。また、令和4年度芦北町一般会計補正予算（第1号）及び特別会計に係る補正予算2件、さらに規約の一部変更1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について各1件、町道の路線廃止・認定について各1件、財産の無償貸付けについて1件、人事案件1件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。

楠原でございます。議長の許可のもとに質問を、これからさせていただきます。

さて、20日後の来月7月4日は、あの忌まわしい令和2年7月豪雨災害が発生した日でございます。月日が経つのは本当に早いものでございますが、この2年間というものは、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス騒動や、最近ではロシアのウクライナ侵攻も重なり、世の中というのはどうしてこうも大事件が続

くのかと嘆息したくもなるわけでございますけれども、一方で世の中とはそういうものだということも言えるわけでございます。こういう混沌とした厳しい現実世界にあって、我々はどんな困難があろうともへこたれることなく、その中をたくましく生き抜き、次世代へしっかり引き継いでいかねばならない責任と義務があると改めて強く感じているところでございます。

先の3月議会での町長の施政方針演説では、令和4年度は「復旧復興プラスワン」の年度と位置づけ、復旧復興を加速するという説明がありました。そして、現在、ようやくその復旧復興の足跡が目に見える形になってきたようでございます。

そこでまず、通告事項1の令和2年7月豪雨災害復旧工事の進捗状況等及び住民の防災意識向上への取組について質問をさせていただきます。

①令和4年5月末現在における各種災害復旧工事の進捗状況はどうなっているのか。

②各復旧工事の完了の時期等は、それぞれどう見込んでいるのか。

③県の災害復旧工事の入札不調が新聞で報じられていたが、本町の不調不落の実態とその対策はどうなっているのか。

④令和2年7月豪雨災害を踏まえ、自分の命を守るための避難行動等の徹底した習慣化が極めて重要であると考えますが、その取組についてどう考えているのか。

この4点について、まずはお尋ねしたいと思います。

次に、ふれあいツクールバスの件で質問をさせていただきます。

私は、町議会議員に初当選してから今日に至るまで、町民の皆様の声をつぶさにお聞きしてきましたけれども、その中でよく話題となったのが、このツクールバス等の町内交通移動手段の確保と、その活用の問題でございました。本町は23.98㎢と、実に広大な面積を有し、集落が点在しているのですから、交通の便というものが話題になって当然といえば当然のことです。具体的には、高齢になって体が不自由になったが、そもそも自動車運転免許がなくてどこへも行けない、あるいは免許を持って運転しているが、高齢となって運転に不安があるので免許を返納したいと考えているものの、その後の移動手段を考えると不安で、踏ん切りがつかない。その他、高齢者ではないが、交通弱者とも言える町民の皆さんも多数おられます。

過疎化による人口減少が進み、民間交通事業者は撤退を余儀なくされましたので、行政がなんとかしなければならなくなりました。我が町のふれあいツクールバスは、最後に残された公共交通移動手段として、今後も頑張ってもらわねばなりません。

そこで、通告事項2、ふれあいツクールバスの利活用の促進等についてお尋ねします。

①ふれあいツクールバスの運行の現状等はどうなっているのか。

②ふれあいツクールバスの利便性をさらに向上させるため、路線やダイヤを見直す考えはないか。

③今後の運行方針等については、どのように考えているのか。

この3点について、お尋ねしたいと思います。

次の質問に入ります。

私は、菓子屋の息子でございましてね、回転饅頭には詳しいのですが、農業には直接従事したことはありませんので、耳学問での知識しかありません。しかし、そのような素人的立場ながらですね、これから先、我が国、我が町の農業はどうなっていくのか、非常に憂慮しているものです。これから産業として、つまり生業として成立していけるのか。いや、もうそれは無理で、保護しなければならない存在となってしまうのか。今に始まったわけではありませんけれども、まさに農業は待ったなしの大きな岐路に立っているのではないかと思うわけです。

そんな農業の行く末に対する心配というのは、昭和44年から平成30年まで、40年以上わたり継続された米の生産調整、いわゆる減反政策や猫の目農政といわれた国の農政のビジョンのなさ、営農指導や購買事業だけでは十分な収益を上げられなくなった農協、農業従事者の高齢化及び後継者不足等で、さらに増幅しているわけです。

しかし、これは農業関係者だけに責任があるのではなく、ひたすら価格の安さを優先させる消費者や、国が国策として長年にわたって輸出産業を優遇した結果、その帳尻合わせに外国産農産物を過度に輸入する等して、国内農業を犠牲にしてきたという背景もあるわけで、その基本的な構図は未だに続いている現状であります。

ところが、昨年、農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定したということを知りました。実は、私はほとんどこれに関する知識がなかったので、改めて情報を集めてみますと、どうやら農水省が本気で長期ビジョンをぶち上げたようだということが分かりました。国が食料システムという枠組みの中での農業のあるべき将来像というものを示したわけでございます。私は、この1年前に策定されたばかりの「みどりの食料システム戦略」の背景とビジョン、まずは農業を振興するべき立場にある町農政部局が正しく理解し、それをいち早く積極的に普及促進させていくことが、地域間競争に勝ち抜くためにも極めて重要ではないかと考えるものです。

なお、本戦略は農業のほか、林業や水産業も当然含まれるわけでございますけれども、今回は農業のみに焦点を絞って質問したいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

そこで、通告事項３、国が定めた「みどりの食料システム戦略」と本町農政の方向性等についてお尋ねします。

①昨年、農林水産省において「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、その概要はどうなっているのか。

②本町農業の農家数、経営規模等の概要はどうなっているのか。

③「みどりの食料システム戦略」に、本町農政はどう対応していく考えなのか。
この３点について、お尋ねします。

以上、質問の通告事項１から３までに対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題１、災害復旧工事の進捗状況につきましては、令和２年７月豪雨災害より間もなく２年が経過しようとしておりますが、今日までスピード感をもって、各種災害復旧事業に取り組んでいるところでございます。先だつては、その進捗状況の確認のため、国・県・町の災害工事現場の視察を行いました。各種災害復旧事業が着実に進んでいることを確認したところであります。少しずつではありますが、日常を取り戻してきていると実感しております。今後も引き続き、各種災害復旧事業に国・県と連携を取りながら、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問の主題２について、お答えいたします。ふれあいツクールバスは、町民にとりまして、なくてはならない公共交通機関と認識しております。今後も芦北町地域公共交通網形成計画の基本方針に基づきまして、安全・安心で、将来的に持続可能な地域公共交通を維持してまいります。

なお、具体的な内容及び残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題１の①、アの建設課関係工事の進捗状況について、お答えします。

国関係の国道３号、佐敷トンネル白岩側の復旧工事については、防護柵工や排水施設工が完了し、あと舗装工事のみとなっております。なお、山林斜面については、治山工事を施工中でございます。

また、国の代行事業で行う球磨川左岸の県道や町道川嶽線は、本復旧に向けた検討を行うため、現在、調査設計を行っております。

次に、県関係の県道、河川の復旧工事については、道路８３件、河川１９８件、

合計 281 件のうち、道路 81 件、河川 101 件、合計 182 件を発注済で、発注率は 64.7%となっております。

砂防事業については、災害関連緊急砂防事業及び砂防激甚災害対策特別緊急事業で採択を受けた 8カ所のうち 6カ所が工事に着手しており、2カ所が設計及び用地交渉中であります。

急傾斜事業については、災害関連緊急砂防事業で採択を受けた 3カ所とも工事に着手し、うち 2カ所については完了しております。

次に、町関係の町道、河川の復旧工事については、道路 191 件、河川 229 件、合計 420 件のうち、道路 98 件、河川 95 件、合計 193 件が発注済であり、発注率は 46.0%でございます。

次に、②のうち、建設課関係の工事について、お答えします。

国関係の佐敷トンネル白岩側の復旧工事については、今月末が竣工予定、国の代行事業である球磨川関連の工事については、国道 219 号や JR 肥薩線の関係もあり、現在のところ、完了の時期は未定ということでございます。

県関係の県道、河川の復旧工事については、全箇所 completion 見込みを令和 5 年度末、砂防事業については令和 6 年度末、急傾斜事業については令和 4 年度末の完了見込みと聞いております。

町関係の町道、河川の復旧工事につきましては、全箇所の completion を令和 6 年度末と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 質問の主題 1 の①、イの農林水産課関係工事の進捗状況について、お答えいたします。

国直轄事業であります治山の災害復旧工事につきましては、33 件全て発注済でございます。

県治山事業の災害復旧工事につきましては、22 件中 7 件、発注率 31.8%となっております。

町関係の災害復旧工事につきましては、農地 105 件中 47 件、発注率 44.8%、頭首工等の農業用施設は 62 件中 31 件、発注率 50%、林道は 18 件中 16 件、発注率 88.9%となっております。

次に、②のうち、農林水産課関係の工事について、お答えします。

国直轄の事業につきましては、令和 4 年度を目途に完了予定であるとの報告を受けております。なお、令和 4 年 5 月現在、7 件が竣工しております。

県治山事業につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて 15 件を随時発

注し、早期完成を目指すとの報告を受けております。

町関係の農地につきましては、令和6年度の完成を目指し事業を進めてまいります。農業用施設及び林道につきましては、本年度中に全てを発注し、早期完成を目指します。

今後も他所管の災害復旧と調整を図りながら、早期完成に向け、しっかりと進めてまいります。

次に、質問の主題3、①についてお答えします。

「みどりの食料システム戦略」については、その副題が「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」となっており、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減の技術革新を推進していく戦略となっております。具体的には、2050年までに目指す姿が示されており、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬の使用量50%低減、化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%へ拡大する等が示されております。

次に、②の質問についてお答えいたします。

本町の農業は、稲作、果樹、畜産等、多様な経営が行われております。概要としまして、2020年農林業センサスでは、農家数1,320戸、田、畑、樹園地の経営耕地面積の合計が約799haとなっており、1戸当たりの経営耕地面積は田が0.6ha、畑が0.22ha、樹園地が1.01haとなっております。

次に、質問の③についてお答えします。

国においては、技術革新とその技術の普及を長期的に行う戦略としておりますが、町レベルでもこの大きな戦略に乗り遅れることなく、事業を展開していくことが必要であると考えております。現在、本町においては、地力向上を目的とした堆肥購入を補助する「豊かな土づくり促進事業」や、農業者の創意と工夫により新製品の開発等に取り組む「売れるものづくり支援事業」を町単独で実施しております。今後は、さらに本戦略を推進していくために、チャレンジする意欲ある農家を積極的に支援してまいります。なお、生産現場においては、生産者をはじめ、県の普及員、JAの指導員等の連携が不可欠でありますので、これらの関係者との情報共有を図りながら、生産性と持続性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御質問の主題1の③について、お答えいたします。

まず、本町の不調・不落の実態であります。令和2年度は発注件数155件に

対しゼロ、令和3年度は発注件数214件に対し5件の不調、発生率2.3%となっております。令和4年度は4月、5月の2回入札を行っておりますが、発注件数50件に対し7件の不調が生じており、発生率は14%となっております。参考までに、県芦北地域振興局発注の工事について申し上げますが、芦北管内で令和2年度発注件数193件に対し8件、発生率4.1%、令和3年度発注件数306件に対し63件、発生率20.6%となっております。

次に、対策についてですが、1つ目に、県、町、建設事業者で構成します受発注者連絡協議会を設置し、発注予定工事の入札時期や事業者の受注状況等の課題共有を行っております。

2つ目に、災害復旧工事に限定した目安額の引き上げを講じております。公共工事の発注に関しましては、予定価格に応じてAからCの3つの等級に格付けされた事業者を指名する形態をとっておりますが、災害復旧工事に限定してB・Cランクの受注機会を広げ、円滑発注、早期着工を図るため、その目安額を引き上げております。

3つ目に、余裕期間の導入であります。契約期間内ではあるものの、実質的に主任技術者、監理技術者等の有資格者の配置が不要となる余裕期間を導入することで、円滑な受注につなげるものであります。そのほかにも、近接する工事をまとめる合冊や、新たに発注する工事箇所が発注済の施工箇所と近接する場合の随意契約等を取り入れており、早期の発注、施工完了を目指しているところでございます。

次に、御質問の④について、お答えいたします。

命を守るためには、ハード、ソフトが一体となった防災対策が重要であり、御指摘のとおり、避難行動の習慣化は最重要課題であると認識をしております。まずは、住民の方がハザードマップを確認いただいて、お住まいの場所が危険な場所なのかを把握していただくこと、次に危機感の醸成と避難行動を促すため、情報を正確かつ円滑に伝達することが重要と考えております。本町では、全世帯にハザードマップを配布し、WEB版のハザードマップも作製をいたしております。

情報伝達に関しましては、防災行政無線、公式LINEのほか、マスコミと行政機関等で構成をいたします災害報道連携会議において、防災情報を共有化し、テレビ等によりまして積極的な情報発信がなされております。また、自主防災組織や行政区に対します防災教育を通じて、マイタイムラインや地区防災計画の作成支援、自主避難所の設置、運営への支援等、逃げ遅れゼロを目指す取組を進めているところであります。

いずれにいたしましても、確実に命を守るためには、危険な場所から早めの避難をしていただくことに尽きますので、今後も継続的に取組を実施してまいります。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 質問の主題２の①について、お答えいたします。

現在、全１５路線で日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日を除いて運行をしております。また、ふれあいツクールバスを運行していない尾奈古及び伏木氏地区につきましても、乗合タクシーの運行によりまして、住民の移動手段の確保に努めているところでございます。

次に、②の質問にお答えいたします。

利用者の皆様から「非常に重宝している。今後も存続してほしい。」との声を頂戴しておりますので、社会情勢の変化や地域からの要望を精査し、地域公共交通会議において協議しながら、運行経路やダイヤの変更等、柔軟に見直しを行っているところであります。今後も必要に応じて対応してまいります。

次に、③の質問にお答えいたします。

自動車の運転ができない方や、交通手段をお持ちでない方等の暮らしを支えるため、地域公共交通を維持していくことは必須であると理解をしております。このことから、ふれあいツクールバスをはじめ、乗合タクシー、田浦地域一般タクシー配車業務等によりまして、移動手段の確保や交通不便地域の解消に努めているところであります。なお、運行に対するニーズは年々変化してまいります。令和５年度におきまして、芦北町地域公共交通網形成計画を改定する予定であることから、アンケート調査を実施し、御意見等を踏まえ、課題を整理し、より良い運行形態となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございました。

通告書質問１の①の答弁に対し、再質問をさせていただきます。

建設課長にお尋ねします。佐敷川復旧助成工事の現状と完了見込はどうなっているのか、少し詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

現在、佐敷川災害復旧助成事業では、佐敷小学校から七瀬橋付近の８００ｍの区間を発注し、鋼矢板による根継工やパラペット嵩上工の施工中でございます。その他の区間については、築堤、引堤、また流水の阻害要因となる橋梁や堰の改築が計画されており、まずは、用地取得の状況を鑑みながら、順次発注する計画となっております。なお、河床掘削は、護岸ブロックの根入れが浅いため、鋼矢板による根継工で護岸を補強した後、また堰等の工作物を改築後、令和６年度に実施する計画

です。助成事業の完了見込については、用地取得等の状況によりますが、令和6年度末までに完了予定であると、県の担当部局から説明を受けております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

まず、護岸の補強等から順次行い、最後に河床掘削に入ると。そして、今から3年後の令和6年度末に完了の予定ということが分かりました。

次に、その佐敷川助成事業の中で、井上医院裏の護岸復旧の施工はいつ頃になるのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

井上病院裏の護岸につきましては、これまでに2回、入札を実施しましたが、2回とも不調になっていると聞いております。県としては、今年度の出水期後の施工に向けて再度入札を行うと聞いております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 球磨川沿い、海路から上原に通ずる町道の復旧の見込みもちょっと教えてください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

町道海路上原線については、路肩の崩壊等、10件の災害が発生しております。このうち3件を発注しており、2件は工事完了しております。残りの7件については、本年度に発注を計画しており、早期の復旧に向け、引き続き取り組んでまいります。なお、応急復旧により通行は可能な状態でございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次に、町道伏木氏線もですね、あちこちやられておりますけれども、どうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

町道伏木氏線については、路肩の崩壊等13件の災害が発生しております。復旧工事には全面通行止めを要する施工も含まれており、う回路の確保が必要となります。う回路である町道道川内田浦線通行不能区画の工事が完了したため、今後、順

次発注していく計画になっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

建設課は、これで終わります。

次に、農林水産課長にお尋ねします。田川牛渚地区の国直轄の治山工事の現状はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 御質問の田川牛渚地区につきましては、令和3年3月に着手し、現在95%の進捗状況となっております。概要としましては、山腹の崩壊を防ぐ土留工4基、法枠工921㎡、モルタル吹付工669㎡等の工事を行っております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） もう1点ですね、引き続き、農林水産課長にお尋ねします。

県治山工事の国道3号佐敷トンネル白岩口付近の治山工事はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 御質問の国道3号線白岩口付近の県治山工事につきましては、令和4年2月に着手し、令和5年3月の完成を予定していると聞いております。概要としましては、山腹の崩壊やさらなる土砂流出を防ぐ対策としまして、床固工1基、土留工8基、法枠工1,854㎡、植生基材吹付工1,324㎡等の工事を行っております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

いろいろお聞きしましたがけれども、現場の復旧工事はですね、着々と進行しているようでございます。しかし、まだまだこれからが本番だなということも痛感いたしました。今後どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、不調、不落の質問に対する答弁がありましたけれども、私は新聞報道の、先ほど答弁がありましたけど、県の不調20%という数字にびっくりいたしまして、今回質問させていただきましたけれども、これに比べれば町入札の不調、不落率は大したことはなく、また目安額の引き上げや、余裕期間の導入、合冊、随意契約の活用等、いろいろ工夫もされておられることはよく分かりました。今後とも引き続き、適正入札をお願いしておきます。

それでは、住民の防災意識の向上に対する答弁に対し、追加質問をいたします。

今申し上げました住民の防災意識を高めるため、例えば町独自の「防災の日」や「防災週間」等を設け、その中でさまざまな取組を行えば、全町的な防災意識の向上につながるのではないかと思います。この点についてはどう考えていますか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

町では、出水期前と10月前でございしますが、それぞれ豪雨と地震を想定した訓練を毎回予定をしております。特別の日ということについて定めますことは、現時点では考えておりませんが、国が定めます防災の日、あるいは防災週間等もございしますので、住民の意識を向上させるための有効な方策についてはですね、さまざま検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

御答弁にもありましたように、やはり防災対策というものは、安全・安心の観点から、ハード的な取組とソフト的な取組の両輪が必要ではないかと思うわけです。そして、その大前提として、あの大災害を決して風化させてはいけないわけでありまして。私が住んでいる町四区、すなわち佐敷の上町、本町、新町、向町でございすけれども、ここの本町を中心に戦前の昭和5年に大火が発生しましたが、その記憶を決して忘れないよう、毎年、町四区合同で佐敷諏訪神社において鎮火祭を挙げておりましたが、令和2年7月豪雨発生に伴い、去年から今度は鎮水祭、つまり水を鎮めると書きますけれども、これを実施しております。発生日7月4日のちょうど1カ月前の6月4日に今年も実施いたしました。そうすることで、世代が変わろうとも、その記憶が引き継がれ、防災意識の高い状態をできるだけ末永く維持させることこそが、次の大災害が来るとするならば、きっと役に立つのではと考えるものです。

令和2年7月豪雨は、数百年に一度という大災害でしたが、これがまた数百年後に起きるだろうと高をくくった考えはもう通用いたしません。今年、来年、ひょっとしたら再度、同等の大雨が発生するかも知れないというリアリティと危機感を、町民全体で共有していくことこそが大事なのではなかろうかと考えます。

そういう意味で、「防災の日」をつくることは意義があるのではないかと思います。また、永遠に記憶にとどめるということであれば、それを担保するため、あえて条例化するというのも考えてもいいのではないかと思います。是非今後の課題として御検討方お願いしておきます。

町長、これまでの復旧復興の進捗状況と、住民の防災意識の向上の件について、一言お願いできればと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員のおっしゃるとおりでありまして、今日は質疑に加え、御提言もいただいたわけでありまして。住民の皆さんの生活の安全、そしてまた命の安全を守るために、いろんな手段を駆使して、精一杯頑張っていきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

引き続き、通告書2のふれあいツクールバスの件について、再質問いたします。

答弁の中に、芦北町地域公共交通網形成計画というものがありましたけれども、どういう計画なのか概要説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

芦北町地域公共交通網形成計画とは、地域の実態に即した交通体系の再構築を図ることを目的に、交通政策基本法等に則り、芦北町にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通の基本計画でございます。

計画期間につきましては、令和元年度から令和5年度までとなっております。その中でふれあいツクールバスは、児童生徒の通学用スクールバスとしての運行に支障がない範囲で、空き時間を活用し、住民移動のために運行をしております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

ふれあいツクールバスは、この本計画に基づき、通学用のスクールバスとしての機能が最優先されることを大前提とした交通システムであり、プラスして住民の移動の利便を図るということで運行されていることを確認させていただきました。

この制限といいますか、制約の中でどこまで利活用できるのかというのが大きな課題だろうと思います。実は、吉尾の住民の方から相談がございました。路線は、役場前から大尼田、大岩、吉尾を回り、白石公民館までの白石大岩線でございますが、ここは10人乗りのバスで運行されております。それで、下りは1日に午前と午後1本ずつ、計2本出ているわけですが、そのうち午後の便の役場前の出発時刻が午後2時35分となっております。これが極めて不便だという御相談でございます。と申しますのも、令和2年7月以降、球磨川に並行して運行されていたJR肥薩線が被災し、長期運休が現在まで続いておりますし、頼れるのはもうふれあいツ

クールバスしかないということでございます。ところが、町に出てきても、午後2時35分には乗車し、帰らなければいけない。ちょっと早すぎる。臨時便でもいいから増便してもらえないかという切実な要望です。検討していただけますか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 現在、白石大岩線につきましては、大尼田、吉尾を経由して、白石公民館から役場行が朝・昼・夕の3便、それから役場から白石方面行が朝・昼の2便を運行しております。現行の運行状況で、住民のニーズに corres ponding しているものと考えておりますが、増便につきましては地域の要望があれば、ヒアリングや必要に応じて実証実験等を行い、検討してまいります。

なお、JR肥薩線につきましては、JR九州において、肥薩線の代行バスを運行しておりました。その中で、利用客が非常に少なかったという現状がありましたので、現在はタクシーにて人吉から一勝地間、八代から葉木間の代行輸送を行っているというところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

令和2年7月豪雨災害では、どこもやられたわけですが、大岩吉尾地区は特に自然災害にですね、何度となく痛めつけられてきた地域であります。まずは改めて地域の声をしっかり聞いていただき、被災地支援対応の一環として位置づけ、実証実験的にでもですね、取り組んでいただけたら、さぞ喜ばれると思いますので、実現に向け、よろしく御検討のほど、お願いしておきます。

さらに質問いたします。料金体系を説明してください。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

料金につきましては、中学生以下が無料となっております。高校生以上につきましては、1乗車当たり200円の定額となっております。回数券につきましては、10枚綴りを通常であれば2,000円のところを半額の1,000円で販売し、定期券につきましては3カ月の片道券を5,000円、フリー券を1万円で販売しております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

回数券は半額なんですね。私は知りませんでした。

それでは、利用実績につきましても、簡単に結構ですので教えてください。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

利用実績につきましては、令和２年度の利用者が２万４,５４７人、利用料が３万７千４百円となっております。

令和３年度につきましては、利用者が２万３,５２５人、利用料が４万１千９百円となっております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございます。

次の質問です。回数券の販売は、現在、役場と支所で取り扱われていますが、高齢者にとってはそこに行くのが難儀だということなんですね。それで、車内で回数券の販売してもらえれば便利なのだがという要望がありますけれども、その点どうですか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

バス内での回数券の販売につきましては、ふれあいツクールバス運行業務委託業者と協議をいたしまして、運行業務に支障を来さないような体制の構築が可能であるか、そのようなことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございます。

是非実現する方向で検討していただきたいと思います。

この間ですね、町四区老人会の総会に出席させていただきました。それはですね、会長さんからふれあいツクールバスを説明してくれと言われたからでございます。それで、私もインターネットで役場ホームページにアクセスし、路線図や時刻表を印刷して、にわか勉強もして、その資料をお持ちしたわけです。何をするんですかと聞きますと、コロナもそろそろ落ち着いてきたので、老人会の活動を再開したいが、その一環として、ふれあいツクールバスを活用し、普段行っていない町内の見学をしたらどうだろうかという話になったというわけです。

それで、実際にファーマーズマーケットでこぼんから古石線に乗車し、行き帰りを楽しんできたということでした。普段は行動範囲が狭いですから、皆さん興味津々で楽しまれたようです。お金はかからないし、良い取組だなと思いました。

だいたい、白石大岩線に乗って、被災状況を見てみようという発想もあったわけでございますけど、あいにくこの路線は１０人乗りでございまして、一般客の乗車を考えると少し難しいということになり、２９人乗りの路線に変更されたようで

ございます。

いずれにいたしましても、このような活用も有りではないかと思うわけですね。このように通常利用のほか、さまざまな利活用の提案をするつもりはないかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

ふれあいツクールバスにつきましては、地域住民の移動手段を確保するための公共交通であります。運輸局に自家用有償旅客運送事業の登録を行った上で運行しておりますので、目的外の利用については行うことができないようになっているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 運行主体としては提案できないということですね。しかし、利用者がどういう考えで乗車しようと、それは自由でしょうから、利用者自身が活用を考えればいいということで理解をしたいと思います。

次に移ります。そういうことですね、やっぱり今後も利活用の促進を図らなければならないと思うわけですが、ふれあいツクールバスは知っているけれども、知っているだけで利用したことはないという町民の皆様もまだまだいらっしゃると思います。今、路線図等の情報はホームページで公開されていますので、インターネット環境のスマホやパソコンで閲覧できますが、残念ながら大半のお年寄りはずね、誰かがサポートしてあげなければ、その情報にたどり着けないんですね。

そこで提案です。路線図を広報あしきたに掲載したり、時刻表を配布したりして、その利用促進を図る考えはないのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

路線図及び時刻表につきましては、議員さんが発言のとおり、町のホームページに掲載し、加えて全バス停に掲示をしております。また、時刻表につきましては、希望される方に役場や支所等で配布をしているところでございます。

議員の提案のとおり、利用者の利用促進のため、路線図の広報紙等への掲載をする等、周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

町長、我が町のこの公共交通に対するですね、町長のお考えなり、思いを一つお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 過疎、高齢化、少子化も進む中で、地域交通の重要性については、早くから論議がされておりました。ただ、法整備等がですね、なかなか追いつかないで、例えばスクールバスを一般の方も利用できるというのは、もう文部科学省、そして国土交通省、運輸局、これとのですね、法の壁がありまして、大変難儀をいたしました。このスクールバスを一般乗客も可能にするということは、私の記憶では恐らく当時、九州で最初だったと思っております。職員も随分頑張ってくれたわけでありましたが、そしてまた、時代の進展とともに、少しずつ緩和をされてきておるわけでありましたが、ただ議員が先ほどからおっしゃっておるとおり、よく言われますのが、買い物難民、医療難民、そのようなですね、例えで表現されておりますけれども、こういった方々がないようにですね、特に後期高齢になりますと、運転免許証の返納等、特にその前からですね、勧奨されておりますけれども、なかなか返納すればですね、生活の足が奪われるということでありまして、深刻な社会問題化するわけでありまして、そういうところをどう行政がこれにカバーしていくかということ、これが大切であると思います。

それともう一つ先進的な取組として、その地域地域でですね、あるいは地域と地域で連携をして自主運営をしていくと。そして、その運営に対して行政もお手伝いをするというですね、取組もございます。例えば、ある集落でまだ運転可能な方がおられると、登録をしていただいて、そして出かけられる御高齢の方、あるいは免許証を持たれない方につきましてはですね、予約を取りまして、そしてAさん、今日は運転できますか、できません、じゃあBさんにあたって、ああできますよ、その方に運転してもらおうと。そのようなですね、ことでありまして、今、注目をしておるところであります、そういういわゆる自助、公助のほうにですね、自助も大切な時代に入っておると思っておりますので、今後ですね、議会の皆さんとも、そしてまた行政区長さんともですね、いろいろ情報交換、あるいはニーズ等をしっかり承った上で、打てる手は全て打っていきたいというふうに考えておりますので、これからもよろしく願いしておきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、本当ありがとうございます。

この質問2をちょっとまとめてみたいと思います。

私は、このふれあいスクールバスの存在は、町長もおっしゃいましたけど、なくてはならないものだと確信しております。ですから、今後も継続して改善を続け、利用しやすく、ためになる、そして町民に愛される公共交通機関となつてほしいものだと切望しておるものです。今後も、利用者の声を十分にお汲み取りいただき、

御対応いただきますようお願いしておきます。

それでは、質問3の再質問を行います。農林水産課長にお尋ねします。

本町における有機農業の取組面積はどれくらいありますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

有機農業の取組面積につきましては、現在、2事業社の約16haであると把握をしております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

全体の耕地面積からすれば、ほとんどないということですね。

みどりの食料システム戦略の目標では、先ほど答弁にもありましたけれども、化学農薬の使用量50%削減、化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大とありますけれども、本町ではどのように対応する考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

国におきましては、目標に向けての工程表を示しております。内容としまして、2040年までに農業者の多くが化学農薬や化学肥料の低減や、有機農業に取り組める技術や生産体系を確立した上で、2050年の目標を見据え、これらの技術の社会的実装により数値を飛躍的に拡大させるプロセスとなっております。

こうした技術や生産体系の確立には、イノベーションが不可欠でございます。町としましても、生産者や関係機関と連携しながら、その時々革新的技術の普及と、新たな生産体系にあわせて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

最後の質問になります。

特に有機農業の普及に対する支援をどう考えているのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お答えいたします。

有機農業の普及には、生産者や関係機関、それから消費者の理解が必要不可欠であると考えております。国の基本方針や県の技術指導を受ける中で、これらの関係者と情報を共有し、意識醸成を図りながら、国・県の補助金、町単独事業を活用す

る等、取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございます。

私はですね、今回取り上げました国のみどりの食料システム戦略は、世界的なSDGs、すなわち持続可能な開発目標を背景とした明確な国家食料戦略ではないかと思っております。したがって、町は農業者や農協を積極的に指導し、その方向へ大きく誘導していかなければならないのではないかと考えます。特筆すべきは、この戦略では、答弁でもありましたけれども、脱化学農薬、脱化学肥料の方向性が、数値的に明確に示されたことであります。これは農家に農薬や肥料を販売して、収益の一部としてきた農協の経営体質の改善、営農指導の見直しも求められているのだろ

うと思います。

また、先ほどイノベーションという言葉もありましたけれども、これは和訳すると革新的技術と一般には言われているようでございます。しかし、この言葉はですね、革新的技術だけでは収まりきれない概念が含まれているのではないかと思います。どういうことかと申しますと、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自律的な人・組織・社会の幅広い変革を意味するというふうにありました。

私が何を言いたいのかといいますと、イノベーションは一部の研究者や専門家の縄張りなのではなく、一般農業従事者や農事組合や農協であろうと、それに参画できるといことを言いたいのであります。また、今ならそのようなチャレンジ精神が旺盛な試行錯誤を繰り返しながら、循環型農業等の農業改革を重ねておられる個人や団体が存在しているわけです。

今般、農林水産省から発表された「みどりの食料システム戦略」は、極めて具体的に、そして明確に将来の日本農業の未来図を示していると思います。しかし、欠点もある。それは２８年後の２０５０年を目標とする長期ビジョンであるがゆえに、農業者自身が我がこととして実感しにくいことです。なぜなら、高齢化している大多数の農業者は、そのときは「俺は死んだら」と考えるからです。これではやる気は起きないのであります。このギャップを埋めるには、数十年後の目標達成に向けた国のロードマップのペースでやるのではなく、国の理念やビジョンを先取りし、行政、農協、農事組合、農業従事者個人それぞれが個別に、あるいは一体となってこの戦略を指針として今できることを一生懸命やらなければならないのではないかと思います。

今日の御答弁で、農政担当部局も一生懸命やられていることが分かりましたが、

これまで以上に支援制度等を充実させ、チャレンジ精神のある団体や個人を一生懸命御支援いただき、食の安全と環境に十分配慮された農業、また産業としての農業が成立するように、そして何よりそれを前提に、我が町の農村環境が健全に保たれる中で、本町そのものが持続可能な町として存在し続けられるよう、努力していかねばならないと考えるのです。

町長、この我が町の農業、あるいは一次産業の振興等について、一言お願いできませんでしょうか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 我が町は、条例です、御存知のとおり、農業を中心とした第一次産業、これを基幹産業と位置づけております。なぜならば、命を支える最も重要な分野だからであります。この条例を持っておるのも、これは自画自賛でありますけれども、全国にそうありません。多分、うちだけかも知れません。よく調べておりませんけれども、少なくとも九州にはない。このように、法的に基幹産業と位置づけることで、行政の取り組む姿勢をですね、まず示すということであります。そして、未来につなげる。今、SDGsと言っておりますが、すでにこの条例の精神には、それがもう当初から盛り込まれておりました。関係の農業、漁協、森林組合、あるいは農事組合等もございましたが、その他の団体とですね、行政、そして生産者の皆さん、一体となって難局を乗り切らなければいけないと思います。少々長くなって申し上げますけれども、そもそもですね、食料自給率が日本はですね、先進国の中で低いんです。低すぎます。これは国家戦略として、もっと見直すべきだと思います。欧米のですね、その食料戦略というのは、国防が基本になっているんです。その国防版というのが日本にはですね、欠けておまして、カロリーベースだけでやっております。そうではなくて、欧米に見習って、国防論を根底に据えて、そして自給率をですね、完璧なものにしていくということが未来のその農業・農村・食料、これらをですね、支えていく基本的なものと思っておりますので、そういう方向で町にできることはしっかりやって、そして国・県にも呼び掛けていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、本当ありがとうございます。

今日、町長の考えがですね、よく分かりました。私も自給率向上、大賛成なんです。一緒に頑張りましょう。

なおですね、私は先ほど申し上げましたSDGsにですね、強い関心を持っておりますのでございまして、SDGs、持続可能なまちづくりを私の政治課題の柱としてですね、据えております。本当は、復旧復興が一丁目一番地なんですけど、こち

らをですね、柱として据えております。

今回、時間の都合で詳しく話せませんが、今後の一般質問におきまして適宜SDGs的視点からの質問をさせていただく場合がございますので、申し添えておきます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） これで、楠原君の質問が終わりました。

次に、百田君。

○1番（百田翔吾君） 皆様、おはようございます。

先の3月の町議会議員選挙におきまして初当選させていただきました百田翔吾でございます。

今回、初めての一般質問の機会をいただきました。初めての登壇でもあり、傍聴者の皆様も想定より多く、とても緊張しておりますが、パワフルな楠原議員に負けず、やってまいりたいと思います。

さて、私の政治理念は、希望にあふれ、活気ある町へ、しがらみのない活発な町政の実現でございます。まずは、1期目の4年間、町民の期待と信頼に応える議員活動に一生懸命取り組んでまいります。

町長をはじめ、執行部の皆様、先輩議員の皆様、そして町民の皆様には御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問冒頭の御挨拶とさせていただきます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

本日は、県道二見田浦線の改良工事について伺います。県道二見田浦線は、八代海に面する風光明媚な芦北町と八代市をつなぐ海岸線であります。狭い道が続く井牟田地区、八代市二見地区間ですが、現在は普通乗用車であれば通行できるまでになりましたが、改良工事は終わらず全面開通に至っておりません。

そこで、質問1、現在の工事の進捗状況及び全面開通の予定はどうなっていますか。

質問2、県道二見田浦線は、風光明媚な海岸沿いを通る路線であり、現在の活用はどうなっていますか。

以上、2項目について、壇上での1回目の質問とさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 百田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、具体的な内容となりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 御質問の①について、お答えします。

県道二見田浦線の改良工事については、県が平成16年度に海岸沿い3.6kmの未改良区間の改良事業に芦北側から着手し、芦北管内は本年度の舗装工事にて完了予定と聞いております。

八代管内の区間1.1kmについては、芦北側から約50m区間の護岸工事のほか、事業用地の確保のため、用地取得等を進めている状況であり、開通時期は未定ということと聞いております。

次に、②の活用状況について、お答えします。

一般的な道路利用のほか、八代及び水俣芦北地域サイクルツーリズム協議会において、道の駅等と連携したサイクリングルートに設定されております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 県道というところで、熊本県の確認及び調整をしていただいた上での御答弁、ありがとうございます。

この二見田浦線の改良工事は、地元地区住民の長年の悲願でもあります。質問1の答弁は、承知いたしました。現状として、今の県道において、消防、救急等の緊急車両が大きさによっては通行できないこと、高波時には海水が県道に上がってくる等の住民生活に支障を来しております。

私事にはなりますが、13年前に私の母は井牟田の地で急病に倒れ、八代市内の病院に救急搬送されるも、49歳の若さで亡くなった過去があります。願いも含めた憶測ではありますが、もし拡張された県道があり、救急搬送が迅速にできていればと思うこともあります。

最後になりますが、地元住民の長年の悲願であります、町民の生命と財産を守るために、重要な改良工事であり、早期の全面開通に向けた熊本県への働きかけを芦北町として改めて強く要望いただけないか。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

県のほうにはですね、要望は今後も引き続き行っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、質問２の活用状況についてですが、答弁いただきましたように、サイクルツーリズム等、八代海を望む風光明媚な景観を活かし、単なる道路としての機能以外での活用も是非お願いしたいと思います。現在の活用事例としまして、フットパス芦北という上田浦駅から御立岬への日本一のフットパスコースがあり、多くの来町者でにぎわっております。

また、八代市にある団体が、八代市本町から御立岬へのコースを軸に、サイクルツーリズムを新たなコンテンツとして、計画・検討しております。

芦北町としましても、県道二見田浦線の最大限の活用を、沿線住民、民間、県、近隣市町村と協力し、推進していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終了します。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前１１時１６分

令和４年第４回芦北町議会定例会議事日程（第２号）

令和４年６月１７日

午前１０時 開 議

於 議 場

１ 議事日程

- 第 １ 報告第 １号 継続費繰越計算書について
- 第 ２ 報告第 ２号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 ３ 報告第 ３号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 ４ 報告第 ４号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について
- 第 ５ 報告第 ５号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
- 第 ６ 報告第 ６号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 ７ 議案第 ２７号 令和４年度芦北町一般会計補正予算（第１号）
- 第 ８ 議案第 ２８号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ９ 議案第 ２９号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 １０ 議案第 ３０号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
（一括議題＝日程第 １１から日程第 １２まで）
- 第 １１ 議案第 ３１号 あらたに生じた土地の確認について
- 第 １２ 議案第 ３２号 字の区域の変更について
（一括議題＝日程第 １３から日程第 １４まで）
- 第 １３ 議案第 ３３号 町道の路線廃止について
- 第 １４ 議案第 ３４号 町道の路線認定について
- 第 １５ 議案第 ３５号 財産の無償貸付けについて
- 第 １６ 諮問第 １号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 １７ 発議第 ２号 特別委員会の設置に関する決議について
- 第 １８ 特別委員会委員の選任
- 第 １９ 議員派遣の件
（一括議題＝日程第 ２０から日程第 ２３まで）
- 第 ２０ 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第 ２１ 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第22 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君
3番 長 口 隆 君
5番 坂 本 登 君
7番 白 坂 康 浩 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 川 尻 成 美 君
13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君
4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 草 野 安 道 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 寺 本 修 一 君
14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十三男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため

期 日 令和4年7月27日（水）

場 所 御船町カルチャーセンター

派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

2 熊本県町村議会議長会（正副議長研修会）

目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため

期 日 令和4年8月24日（水）

場 所 熊本県市町村自治会館 本館講堂

派遣議員 岡部副議長

令和4年6月17日

芦北町議会議長 宮内道則

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

定刻前でございますけども、皆様お揃いでございますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第1、報告第1号「継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第1号、継続費繰越計算書について、御説明申し上げます。

芦北町一般会計の継続費の令和3年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつき、別紙のとおり通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページで御説明を申し上げます。

令和3年度芦北町継続費繰越計算書でございます。この繰越事業につきましては、令和3年度当初予算において継続費として定め、議決を得ているものでございます。

款4教育費の町民総合センター改修事業の1億7,978万9,000円を翌年度へ繰り越しております。

財源内訳は、記載のとおりでございます。

一般財源による繰越額がマイナス1,636万2,000円となっておりますが、これは特定財源が繰越後、歳入されることに伴い、前年度に一般財源で立て替えたことに伴うものでございます。

主な繰越理由につきましては、新型コロナウイルス感染症や災害復旧に伴う資材不足等の影響により、年度内に予定出来高までの進捗がかなわず、繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

第2 報告第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第2、報告第2号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第2号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和3年度芦北町一般会計補正予算の第5号第2条及び第7号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページで御説明申し上げます。

令和3年度芦北町繰越明許費繰越計算書でございます。この繰越事業につきましては、昨年の12月議会及び本年の3月議会にて、各予算の中でそれぞれ繰越明許費として定め、議決を得ているものでございます。

款2総務費の住民記録システム改修事業から、款10災害復旧費の堆積土砂排除事業までの議決いただいた29件、合計28億9,210万円を翌年度へ繰り越ししております。

財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

主な繰越理由は、新型コロナウイルス感染症や災害復旧に伴う資材不足等の影響により、年度内に適正な事業実施期間の確保ができないもの、また国・県の事業承認後の事業着手となり、適正工期が確保できない等の理由のため、繰り越したものでございます。

また、5月末までに完了している事業はなく、完了に向け進捗が図られております。

以上、報告いたします。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻議員。

○11番（川尻成美君） 繰越明許のほうで質疑をいたしますけども、まず1点がですね、款8の消防費の中で、防災車庫設備事業というのが繰り越されております。予算額と繰越額、同等金額が繰り越されておりますが、それはそれでともかくとも、これはどういう施設を整備するのか、それとも備品を購入するのかという、これについてお尋ねをいたします。そして、この予算はいつの補正予算だったのかなというふうに思います。

2点目は、町の一般財源で事業するもの、要するに款5と款6の中で、林業費と商工費がありますけども、私がいつも、常日頃、この繰り越しについてはだいたい国の予算が付かなかったとか、そういう形で繰り越されるのがだいたい主だというふうに理解をしております。しかしながら、この今、林業費と商工費については、全部一般財源で措置されたものであって、どういう理由なのかなというふうに思います。商工費については、もうほとんど繰り越しが少なくなっているんですけども、この内容を教えていただきたいと思います。

また、木造住宅建築支援事業については、これはもう例年、すばらしい、いい補助金でございまして、当初予算から使い切った後に、また要望があるものということで、また補正を組んで、この補正が繰り越しになっているというふうに理解しておりますので、どうにかならんのかなというふうに感じております。繰り越さんでいいようにですね、年度内に、要するに年度内に使ってしまうような形でできないのかというふうに思います。これも会計年度独立の原則という形がありますので、なぜ例年、住宅のほうはなっているのかなと。大変いい事業であって、いいんですけども、こういうのがずっと毎回同じ形でありますので、この点、お聞きいたします。

また、林業費の中で災害公営住宅建築用資材町有林の施設整備委託料という、これは多分、3月に措置されたものだと思うんですけども、これは令和3年度予算で出すべきだったのかなと思います。まだ、今度、仕事が始まるので、やっぱり出しとかないといけなかったのかなというふうに思いますけど、ほとんどが繰り越されておりますので、この点の理由をお願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

まず、款8の消防費の防災倉庫でございますけれども、これにつきましては町で一つ防災倉庫を持っておりますけれども、主要な避難所が5カ所ございます。そちらにですね、被災したときに住民の方が取りに来やすいようにですね、整備を、ちょっと大きめのやつなどでございますけれども、それを5カ所整備をする事業でございます。ですから、中規模の物資倉庫ということでございます。

繰越理由につきましては、先ほど企画財政課長が申し上げましたけれども、資材調達とかですね、工期の関係が、これは補助の採択を受けてやりましたので、国にその関係で納入等の工期が年度内に完了しないということで、繰り越しのお願いをですね、補正予算でお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、木造住宅建築事業につきましては、昨年度、15件の申請がございまして、そのうち3件を繰り越しの処理をさせていただいております。

個人の資産形成といいますか、生活のこととございますので、12月に申請がありました、1月に申請がありましたいたします。その中で交付申請を受けまして、建築、それから完了した後に検査というような補助の流れがございまして、個人の資産形成でもございますし、現在、生活の再建ということでですね、被災された方の住宅建築も非常に多くなっておりますので、そういったことで柔軟に対応したいということで、現在のような形でさせていただいております。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 災害公営住宅建築資材町有林施設の委託の繰り越しの件でございますけれども、これにつきましては補正のほうでお願いして繰り越しをさせていただくことになります。

まず、山の町有林のほうの調査をまずしなくてはいけないというのが一つ入ってまいります。その中で、早めにどれをどう切っていくかというふうな調査もですね、まず事前にするということで、早めに発注をさせていただくという予算計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はありませんでしょうか。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 商工費のものでございますが、コロナ禍が長期化に及んでおりまして、国・県のものでございますが、補助金、若しくは交付金をいただいております、それに対しまして自己負担がございまして、事業者。その自己負担の上限を決めまして、町独自で補助を出したということでございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はございませんでしょうか。川尻議員。

○11番（川尻成美君） この計算書には、商工費のほうは国・県の支出金はゼロ、ゼロになっているんですけど、補助金は何かあったんですかね。今、補助金がどうのこうのと言われたんですけど。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 持続化給付金につきましては、国や県から、これはですね、あくまでも事業者が直接、県のほうに申請をいたします。そして、自己負担が当然出てきますので、それを負担を軽減するために町独自で一般財源の中から上限を決めてつくった補助金でございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 報告第2号の質疑を、これで終わります。

-----○-----

第3 報告第3号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第3、報告第3号「農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） おはようございます。

それでは、報告第3号、農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算の第3号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

令和3年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、本年の3月議会にて予算の中で繰越明許費として定め、議決を得ているものでございます。

款1 農業集落排水事業費の芦北地区農業集落排水施設更新費1件、1億5,482万8,000円を翌年度へ繰り越しております。

財源内訳は、国県支出金7,735万5,000円、地方債7,740万円、その他がなく、一般財源は7万3,000円です。

繰越理由は、新型コロナウイルス感染症に伴う資材不足の影響により、年度内の工事完了がかなわず繰り越したものでございます。

また、12月末の加入に向けて進捗を図ってまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

-----○-----

第4 報告第4号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第4、報告第4号「一般会計の事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第4号、一般会計の事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和3年度芦北町一般会計予算における事故繰越しを別紙のとおり行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページで御説明申し上げます。

令和3年度芦北町事故繰越し繰越計算書でございます。この繰越事業につきましては、令和3年の3月議会にて繰越明許費として定め、同年6月議会にて繰越額を報告し、令和3年度内に完了する予定で事業を進めてまいりましたが、熊本県が実施する隣接工事箇所の工事遅延により、工事着手ができず、年度内の工事完了ができなくなったことから、事故繰越しを行ったものでございます。

なお、財源となります国庫補助につきましても、当該繰越しがなされるよう協議済でございます。

款10災害復旧費の林道施設災害復旧工事に係る1,878万7,903円を繰り越しております。

令和3年度中にすでに5,460万9,962円の工事請負契約を締結しており、3,582万2,059円の支出が完了しております。

また、繰り越しに係る財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

—————○—————

第5 報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第5、報告第5号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 報告第5号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和3年度の決算報告について申し上げます。

資料3ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の受託業務と、芦北海浜総合公園の管理運営業務が行われています。

県立あしきた青少年の家の利用者数は2万7,208人で、令和2年7月豪雨災害復旧工事や新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館や宿泊制限が長期間続きましたが、令和3年度は利用制限が緩和されたことにより、前年度比46%増となっております。

芦北海浜総合公園につきましても、令和3年12月に災害復旧が完了したことにより、利用者数は前年度比4,425人増の6,300人となりました。

令和3年度の事業実績としましては、総売上高7,935万3,214円で、利益につきましては厳しい経営環境ではありましたが、公的助成制度の積極的活用と固定経費の抑制等を図り、当期経常利益は293万5,220円、当期純利益は228万6,519円となっております。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費の計算内訳等、9ページに利益処分がございますので、ご覧ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料は、10ページからになります。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとづくりJAPANネット・三勢共同体と、本年度から5年間の契約を締結し、本年度は4期目の初年度となります。

利用者数見込については、新型コロナウイルス感染状況の先行きが不透明になっていることに加え、県において、昨年に引き続き、秋に大規模施設改修が予定されています。しかし、県内類似施設では唯一の海洋体験型の研修施設として高い集客力を有しており、改修による研修環境のさらなる向上も見込まれることから、前年度比2万7,000人増の5万4,000人と見込まれています。

芦北海浜総合公園におきましては、昨年度に災害復旧が全て完了し、全面オープンしたことで、前年度比2万3,700人増の3万人と見込まれております。

11ページから収支計算書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

第 6 報告第 6 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第 6、報告第 6 号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 報告第 6 号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和 3 年度の事業報告について申し上げます。

資料 3 ページをご覧ください。

施設利用者の総数は、前年度比 114% の 29 万 7 千 322 人で、総売上高は前年度比 103.7% の 2 億 4,454 万 7,000 円でありました。

施設ごとの内訳は、公園利用者数 9 万 2,061 人、売上 6,657 万 5,000 円、温泉センター利用者数 6 万 1,717 人、売上 5,984 万 5,000 円、物産館利用者数 10 万 8,206 人、売上 5,705 万 4,000 円、レストラン利用者数 2 万 8,748 人、売上 4,492 万 4,000 円、塩事業の売上は 1,614 万 9,000 円となっております。

経営面では、新たな 3 年間の指定管理委託の初年度となり、使用料金制から利用料金制に移行されたことで、指定管理委託料が減少しましたが、施設利用料が直接、売上に反映されることになりました。

コロナ禍の終息の見通しが立たない中で、イベント等の積極的な営業ができなかったこと等が影響し、物産館においては集客力が低下しましたが、昨今のアウトドアブームにより、キャンプをはじめとする公園の利用者が増加したことで、全体としては昨年度より売上が増加し、税引前経常利益が 301 万 9,000 円となりました。

また、そのほか貸借対照表が 4 ページに、損益計算書が 5 ページに、6 ページから利益金処分等の報告書がございますので、御確認ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料 9 ページからになります。

全体的な事業計画として、町の農業や観光の目玉となる事業と位置づけ、オリーブの栽培実証事業に取り組むとともに、10 月にオープンを予定している新キャンプ場やレーシングカートを核とした営業戦略を図ります。

また、サテライトオフィスに誘致した IT 企業と連携し、EC サイトでの特産品等、販売促進と効果的な情報発信に力を入れ、既存施設との相乗効果による集客や

収益アップを目指します。

公園課、温泉課では、既存の施設の管理運営を適正に行うとともに、コロナ後を見据えた営業戦略を展開してまいります。

物産館では、地元生産者との連携による農産物の確保や仕入商品の強化を図り、年間を通じてにぎやかな売り場をつくることを目指すとともに、オリジナル商品の開発により、販売拡大による集客力を高めてまいります。

10ページに御立岬公園の事業計画、11ページに収支計画、12ページに物産館事業部の事業計画、13から14ページに収支計画を記載しておりますので、ご覧ください。

最後に、町として温泉センター等の施設がオープンから25年を超え、施設の老朽化が進んでおり、より一層の適切な管理、計画的な修繕改修を行うように指導し、公益性の高い公園や物産館として、さらなる発展を図れるように助言を行ってまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

—————○—————

第7 議案第27号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第7、議案第27号「令和4年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第27号、令和4年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ15億120万1,000円を追加し、総額を137億5,620万1,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は11ページをお開きください。

款2総務費です。項1目1一般管理費の51万9,000円は、雇用保険料率改正に伴う雇用保険料の追加分です。

目2広報費の27万9,000円は、テレビ会議等に対応するためのバックパネ

ル購入費です。

目3 財政管理費の338万4,000円は、公共施設等総合管理計画の見直しに伴う財務書類作成に伴う委託料でございます。

目6 企画費の140万2,000円は、令和3年度のふるさと応援寄附金のうち、カンボジア学校建設募金分に係る寄附金でございます。

目7 電子計算費の3,877万9,000円は、テレワーク環境やテレビ会議等の環境整備、行政事務手続きのデジタル化等のための消耗品費159万9,000円、回線使用料の23万1,000円と、ウイルス対策ソフト等更新手数料の545万3,000円、電算システム改修や庶務管理システム導入、デジタルトランスフォーメーション人材育成業務等の委託料2,427万4,000円、行政事務等デジタル化推進機器購入費の822万3,000円です。

電子計算機賃借料の100万1,000円の減額は、庶務管理システムを一括導入することに伴い、当初予算の賃借料を減額するものでございます。

目9 支所・出張所費の1,116万7,000円は、会計年度任用職員の配置換え等に伴う費用弁償9万円と、田浦支所1階のトイレ洋式化への改修工事1,107万7,000円です。

目16 復旧復興推進費の2,500万円は、令和2年7月豪雨を受けての治水対策で、自らの生命と財産を守るため、嵩上げ等の自助対策を講じた町内での住宅再建者等に対する補助金50件分でございます。

予算書は12ページになります。

項3 目1 戸籍住民基本台帳費の141万1,000円は、大規模事業所での出張申請受付をするためのマイナンバーカード取得促進事業委託料68万6,000円と、個人番号カード専用プリンター購入費67万8,000円、及び専用の消耗品費4万7,000円です。

次に、款3 民生費です。項1 目1 社会福祉総務費の3,428万6,000円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金330人分の3,300万円と、システム改修委託料110万3,000円等です。

目2 障害者福祉費の220万円と、目4 高齢者福祉費の260万円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、利用者の利用自粛等により収入が落ち込んでいる障がい者や高齢者の通所系サービス事業継続のため、1事業所当たり20万円の支援金です。

予算書は13ページになります。

項2 目1 児童福祉総務費の1,256万3,000円は、新型コロナウイルス感染

症による影響が長期化する中で、令和４年度４月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給者のうち、令和４年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童１人につき５万円を給付する令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金２０４人分の１，０２０万円と、システム改修委託料７３万円、会計年度任用職員の人件費や事務費でございます。

次に、款４衛生費です。

予算書は、１３ページから１４ページになります。

項１目２予防費の３，４４３万円は、６０歳以上及び基礎疾患のある１８歳以上５９歳以下の人に対する４回目の新型コロナワクチン接種に要する嘱託医報酬、集団接種従事に係る看護師謝金や医療機関協力金、消耗品や郵便料等の事務費、個別接種分予防接種委託料１，８７９万９，０００円と、システム改修委託費９２万４，０００円、自動車、トラック等の借上料６０万５，０００円です。

また、子宮がんワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保するための予防接種委託料１８１人分、８６０万２，０００円、それから１４ページの子宮頸がんキャッチアップ接種扶助費２２人分の１０４万３，０００円、任意接種扶助費５人分の２３万７，０００円です。

目６生活排水対策事業費の３１９万９，０００円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

目８飲料水供給施設費の４１２万６，０００円は、大川内水道組合の既設水源の水量不足に伴うボーリング費用に対する補助金です。

次に、款５農林水産業費です。項１目３農業振興費の１，２２７万６，０００円は、大川内地区の農業用機械導入に係る中山間農業モデル地区強化事業補助金の４２２万６，０００円と、省力化４組合の機械導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金８０５万円です。

目８中山間地域等直接支払事業の２８万８，０００円は、新規１集落及び面積変更５集落に係る図面作成業務委託料です。

項３目２水産業振興費の３，０１３万５，０００円は、田浦漁港内の側溝修繕工事７２０万７，０００円と、芦北町漁協の事業継続を支援するために老朽化した田浦漁協浮棧橋、芦北支所の浮棧橋及びプレハブ冷蔵庫の共同利用施設更新に係る新型コロナウイルス感染症対応水産業振興補助金２，２９２万８，０００円です。

予算書は１５ページになります。

次に、款６商工費です。項１目２商工業振興費の４，０００万円は、町内店舗におけるキャッシュレス決済の利用促進を図るためのキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料１，２５０万円と、サテライトオフィス田浦の認知度向上のためにビ

ジネスコンテストを実施するサテライトオフィス誘致推進事業委託料200万円と、サテライトオフィス田浦と御立岬公園の連携によるワーケーション運営事業に係るお試しワーケーション運営事業委託料600万円と、ユーチューブチャンネル開設やネット販売等のデジタル田園都市国家構想交付金事業に係る地域の魅力創造・発信事業委託料1,950万円です。

目3観光費の535万4,000円は、放課後ていぼう日誌に登場した14カ所を周遊するデジタルスタンプラリー及び写真撮影用パネル、横断幕設置に係る委託料です。

目5御立岬公園費の7,449万円は、御立岬第2キャンプ場整備の芝養生等委託料690万2,000円、御立岬公園改修のテニスコート人工芝張替に係る改修工事3,900万円、管理棟トイレ改修工事1,629万9,000円と、シャワー設置工事634万7,000円、キャンプ場レンタル用品の購入費597万2,000円です。

次に、款7土木費です。項2目4橋りょう維持費の4,100万円は、橋りょう点検37橋の橋りょう点検業務委託料300万円と、維持補修6橋の橋りょう維持補修工事3,800万円です。

項3目3水防対策費は、一般財源から町債に変更する財源組替になります。

予算書は、15ページから16ページになります。

項6目3豪雨災害対策費の10億4,290万円は、佐敷地区9戸、湯浦地区12戸の災害公営住宅建設事業に係る建築確認申請等の手数料178万9,000円と、災害公営住宅建設工事監理業務委託料の959万円と、町有林製材・運搬業務委託料の3,881万4,000円、レガシー材製材・加工業務委託料129万円、災害公営住宅建設工事9億2,932万8,000円、災害公営住宅造成工事6,208万9,000円です。

次に、款8消防費です。項1目4災害対策費の1,703万5,000円は、自主避難所用の毛布やマット、食料品等の備蓄品購入費509万円と、分散避難に対応するための食料品等の備蓄倉庫設置工事費631万4,000円、指定避難所における感染症対策となるプライバシー用テント、間仕切り等の購入費563万1,000円です。

次に、款9教育費です。項1目2事務局費の10万9,000円は、小中学校の休校及び学級閉鎖等の際に、遠隔授業を行うためのシステム使用手数料です。

項2目1学校管理費の500万6,000円は、小学校の安全・安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染症対策に必要となる小学校5校分の消耗品及び備品購入費です。

予算書は１７ページになります。

項３目１学校管理費の２８２万円は、中学校校務員の異動に伴う費用弁償１２万円と、中学校の安全・安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染症対策に必要となる中学校３校分の消耗品および備品購入費です。

目２教育振興費の２０万円は、湯浦中学校が熊本県教育委員会から教育研究推進校に指定されたことによる消耗品費です。

項４目７公民館費の７１０万円は、自治総合センターから助成決定に伴い、宮浦公民館新築備品整備及び下白木公民館備品整備に係るコミュニティ助成事業補助金１，５１０万円を新たに計上し、当初予算の地区公民館建設補助金８００万円を減額するものでございます。

目８図書館費の２７万９，０００円は、会計年度任用職員の配置換え等に伴う費用弁償の追加分２万６，０００円と、飛沫飛散防止アクリル板設置２５万３，０００円です。

項５目２の体育施設費の４，６７０万６，０００円は、日本スポーツ振興センターからの助成決定に伴い、地域間交流スポーツグラウンド照明を、水銀灯からＬＥＤ化する改修工事です。

目３温泉プール運営費の１２万３，０００円と、目４学校給食施設費の３万５，０００円は、会計年度任用職員の配置換え等に伴う費用弁償の追加分です。

次に、款１０災害復旧費です。項１目１農地災害復旧費と、目２農業用施設災害復旧費は、財源組替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は８ページになります。

款１４国庫支出金です。項１目２衛生費国庫負担金の１，９２６万１，０００円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費に係る国庫負担金です。

項２目１総務費国庫補助金の２億３６５万５，０００円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、合わせて２億２２４万４，０００円は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための経費に充当しており、費目が広範囲にわたっています。主なものは、新型コロナウイルス感染症対応水産業振興補助金、管理棟トイレ改修工事等となっております。また、個人番号関連事業補助金の１４１万１，０００円は、戸籍住民基本台帳費に充当するものでございます。

目２民生費国庫補助金の４，９３６万２，０００円は、令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金事業の給付に対する事業費補助金１，０２０万円と、人件費及びシステム改修等に対する事務費補助金４８７万６，０００円と、住民税非課税世帯等

給付金事業に対する補助金 3,428 万 6,000 円です。

目 3 衛生費国庫補助金の 528 万 7,000 円は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する国庫補助金です。

目 5 商工費国庫補助金の 975 万円は、地域の魅力創造発信事業に充当するものです。

目 6 土木費国庫補助金の 5 億 2,059 万 8,000 円は、橋りょう点検補修工事に充当する道路メンテナンス事業補助金 2,222 万 9,000 円と、災害公営住宅建設事業に充当する災害公営住宅整備事業費補助金 4 億 9,836 万 9,000 円です。

目 7 教育費国庫補助金の 360 万円は、小中学校感染症対策事業に充当するものです。

予算書は 9 ページになります。

次に、款 15 県支出金です。項 2 目 1 総務費県補助金の 3,606 万 7,000 円は、芦北町住まい支援事業に充当する球磨川流域復興基金と、各種感染症対策に充当する新型コロナウイルス感染症対応総合交付金です。主なものは、田浦支所 1 階トイレ改修工事、キャッシュレス決済ポイント還元事業となっております。

目 4 農林水産業費県補助金の 825 万 1,000 円は、攻めの園芸生産対策事業補助金 402 万 5,000 円と、中山間農業モデル地区強化事業補助金 422 万 6,000 円です。

目 5 商工費県補助金のマイナス 225 万円は、当初予算で財源充当しておりましたサテライトオフィス誘致推進事業を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源組替をするため減額をするものです。

目 8 教育費県補助金の 10 万円は、湯浦中学校の教育研究推進指定校事業に充当する学校体育・健康教育関係研究推進校補助金です。

次に、款 18 繰入金です。項 2 目 8 ふるさと応援寄附金基金繰入金の 140 万 2,000 円は、カンボジア学校建設寄附金に充当するものです。

款 19 繰越金は、最後に説明いたします。

次に、款 20 諸収入です。項 4 目 2 雑入の 3,731 万 8,000 円は、雇用保険個人負担金の 27 万 4,000 円と、行政事務デジタル化に充当するデジタル基盤改革支援補助金 138 万円と、訪れてみたい日本のアニメ聖地 88 認定記念事業に充当する、水俣・芦北地域振興財団助成金の増加分 46 万 4,000 円と、湯浦中学校の教育研究推進校指定に係る学校保健会委嘱「健康教育研究推進校」助成金 10 万円と、地域間交流スポーツグラウンド照明設備改修工事に充当するスポーツ振興くじ助成金 2,000 万円と、宮浦公民館新築備品整備等に充当するコミュニテ

イ助成事業補助金 1,510 万円です。

予算書は 10 ページになります。

款 21 町債です。項 1 目 6 土木債の 5 億 5,780 万円は、財源組替した河川整備事業債 1,550 万円と、災害公営住宅建設に係る公営住宅整備事業債 5 億 4,230 万円です。

目 8 教育債の 1,730 万円は、地区公民館建設に係る生涯学習施設整備事業債 800 万円の減額と、地域間交流スポーツグラウンド照明施設改修工事に係る体育施設整備事業債 2,530 万円です。

目 9 災害復旧費の 110 万円は、農林水産施設災害復旧事業に充当する農地災害復旧事業債です。

最後に、予算書 9 ページ、款 19 繰越金です。歳入歳出不足額 3,260 万円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は 5 ページになります。

第 2 表地方債補正について、御説明申し上げます。変更といたしましては、河川整備事業は 1,550 万円増額し 4,790 万円に、公営住宅整備事業は 5 億 4,230 万円増額し 5 億 8,450 万円に、生涯学習施設整備事業は 800 万円減額し 100 万円に、体育施設整備事業は 2,530 万円増額し 3 億 4,980 万円に、農地災害復旧事業は 110 万円増額し 2,800 万円とするものです。利率や償還方法等については、表に記載のとおりでございます。

なお、18 ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。林田君。

○4 番（林田耀宏君） 今現在、商業は大変厳しい状態である中で、今回、15 ページの商工費、2 点お伺いいたします。

まず、この中のキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料とありますが、この還元の方法とか、具体的な内容をお聞きしたいなと思います。

それと、2 点目、サテライトオフィス誘致推進事業委託料とありますが、これは具体的なのはどういふのを行うのか。

それと、今から非常に観光にですね、特化するということで先ほどもありましたけども、これによりどのような効果が見込まれるのかというのを、2 点お伺いいたします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

まず、1点目のキャッシュレス決済ポイント還元事業の委託料でございます。どのような内容かということでございますので、この事業は町内の店舗においてキャッシュレス決済で支払った金額に応じ、上限を設けた上で20%分のポイントを消費者に還元する事業となっています。例えば、5万円分の商品をキャッシュレス決済した場合、1万円分のポイントが還元されることになります。なお、今回のキャッシュレス決済の中で、事業者側の導入が容易なQRコード決済のみを対象としてやる予定でございます。

次に、サテライトオフィス誘致推進事業委託料でございますが、本事業は当初予算で県の夢チャレ補助金を300万円を措置して、予算を取っております。そのYouTube動画事業をですね、やる予定でおったんですが、この事業がデジタル田園都市交付金で実施可能となったことから、さらなるサテライトオフィス誘致推進を図るために、コロナ臨時交付金を充当して予算200万円を拡充し、ビジネスコンテストを実施するものでございます。

内容についてはですね、県内外の学生等を対象に、若手人材を対象としたビジネスコンテストを、サテライトオフィス田浦を活用して開催するものです。芦北町でのビジネスをテーマとしたコンテストを行い、学生や若手人材が進出企業と協力して取り組むことで、地域課題解決を図るとともに、若手人材の企業定着につなげるものでございます。

それと、芦北町にとってのメリットでございますが、その学生たちの審査員として、県外の協賛企業の経営者を招集し、サテライトオフィス誘致につなげられるのではないかなということが一つと、県内の学生等に対し、芦北町への注目を集めることにより、若手人材の集まる町というブランディングイメージをつくることのできるのではないかと。若い人の視点で新しいまちづくりにつなげる可能性がございます。このサテライトオフィス田浦でですね、優秀事業等がありましたら発表してもらい、商品等をやらしてもらえればと考えております。初めてのことで、まだ不安はございますが、このIT企業の先進地でもあります芦北町に、どんどん若い人を集め、知名度を上げていければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ありませんか。川尻君。

○11番（川尻成美君） 歳出の中で、11ページですけども、目16の災害復旧推進費というのがあって、その説明で嵩上げ等50件ですかね、ということが言われましたが、国の社会資本整備事業で国交省の予算で6,750万円付いたということがあったんですけども、この国の補助金を活用してやられたんですかね。あと、これがどのくらい嵩上げ、今、住宅を造っている方もおられますが、嵩上げ等に予算

があるのかというふうな今後の見込みもありますので、お答えいただければと思います。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 芦北町住まい支援事業補助金の2,500万円、50件分のこの事業につきましては、財源はですね、熊本県球磨川流域復興基金交付金を活用して行うものでございます。新たな住宅を再建するにあたりましてですね、独自にもう事業対策を講じて嵩上げ等、あとは高床にしたりとかですね、そういう対策を講じた方々を対象に支援をするものでございますが、これがもう令和2年7月にさかのぼりまして、すでにもうこの工事をされている方、終わった方、今後計画をされている方も対象に支援を行うものでございます。

補助の対象となる年度につきましては、災害仮設住宅等がですね、令和5年度までとなっておりますので、同年度、来年度、令和5年を目途にですね、支援をしていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ありませんか。川尻君。

○11番（川尻成美君） 今度、予算措置されました災害公営住宅の分の造成がありますが、その分の嵩上げとかにも充当はできるんですかね。どんなですか。それは違うんですか、個人だから。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） これは個人が対象でございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ございませんか。坂本君。

○5番（坂本 登君） 商工業振興費委託料と観光費の委託料のところで、地域魅力創造発信事業委託料、その下の観光費の委託料、訪れてみたい日本のアニメ聖地88、これを具体的にどういう事業なのか、ちょっと分かりやすく詳しく、この2点をお願いします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

地域魅力創造ということで、この内容でございますが、令和4年4月に町と事業連携を結びました進出企業である株式会社ヒトイロ、これがサテライトオフィス田浦に入居予定でございます。そこと、芦北町に進出した、今まで進出していたIT企業のグループ、HALOグループと、芦北町が連携し、地場産業の商品発掘・開発を行い、御立岬公園やうたせ船等の町内観光地のPRとあわせ、その魅力をインターネットで発信する事業でございます。

もう一つ、訪れてみたい日本のアニメ聖地88でございますが、この放課後ていぼう日誌といいますのは、秋田書店から発売されている芦北町が舞台モデルとなり、

町内の見慣れた風景が登場してくる漫画でございます。これが全世界の日本のアニメファンを対象に、毎年、アニメ聖地WEBで投票を行い、昨年の12月にアニメ聖地88に認定され、2年間、その認定が続きます。内容としましては、水俣・芦北地域振興財団の助成を受けまして、放課後ていぼう日誌の聖地巡礼マップに記載されている14カ所を巡るデジタルスタンプラリーを開催したいと考えております。令和3年度はスタンプラリーでございましたが、今回はデジタルスタンプラリーを開催したいと考えております。

また、写真撮影用のパネルや横断幕を作成し、道の駅や佐敷駅等に設置し、大々的に聖地認定をPRすることにより、多くの人たちに来ていただければと考えている事業でございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第8 議案第28号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第8、議案第28号「令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第28号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億2,043万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1総務管理費、項1総務管理費、目2連合会負担金の1万1,000円は、オ

ンライン資格確認等運営負担金の請求額確定に伴う増額補正です。

項2徴税費、目1賦課徴収費の42万3,000円は、未就学児の被保険者均等割減免に係るシステム改修委託料です。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款6項1目1繰越金の43万4,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第9 議案第29号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第9、議案第29号「令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第29号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ319万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億619万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1農業集落排水事業費、項2農業集落排水施設管理費、目2芦北地区農業集落排水施設の319万9,000円は、芦北地区マンホールポンプの故障に伴う取替修繕料です。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金の３１９万９,０００円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決しました。

それでは、皆様、しばらく休憩をいたします。時間がですね、１１時２０分まででございます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

第１０ 議案第３０号 熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（宮内道則君） 日程第１０、議案第３０号「熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第３０号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟しております熊本市町村総合事務組合の構成団体である小国町外一ヶ町公立病院組合が令和４年４月１日から、小国郷公立病院組合へと名称変更したため、規約の一部を変更するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議案第31号 あらたに生じた土地の確認について

第12 議案第32号 字の区域の変更について

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第31号「あらたに生じた土地の確認について」から日程第12、議案第32号「字の区域の変更について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第31号、あらたに生じた土地の確認について、及び議案第32号、字の区域の変更については、関連する議案ですので、一括して御説明申し上げます。

添付しております位置図及び埋立位置詳細図を御参照いただきたいと思います。

この土地は、熊本県が施工した県道水俣田浦線、大矢工区の道路改良工事に係る公有水面の埋め立てにより生じた土地で、芦北町大字女島字宮丸から字大丸までの約505mの区間の埋立地です。

この区間につきましては、平成26年3月に埋立免許が取得され、令和3年8月に埋立工事が完了しております。熊本県において、令和4年3月に公有水面埋立の竣工認可が正式に許可されたことに伴い、今回新たに生じた土地として確認するものです。

新たに生じた土地の面積は3,887.63㎡です。また、新たな土地が生じることによる字の区域の変更につきまして、本区域は大字女島の2つの字にまたがっておりますので、議案第32号に示しておりますとおり、字宮丸に1,000.05㎡、字大丸に2,887.58㎡を編入するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第１１、議案第３１号から日程第１２、議案第３２号までを順次討論を行い、採決します。

日程第１１、議案第３１号、あらたに生じた土地の確認について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決しました。

日程第１２、議案第３２号、字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１３ 議案第３３号 町道の路線廃止について

第１４ 議案第３４号 町道の路線認定について

○議長（宮内道則君） 日程第１３、議案第３３号「町道の路線廃止について」から日程第１４、議案第３４号「町道の路線認定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第３３号、町道の路線廃止について、及び議案第３４

号、町道の路線認定については、関連する議案ですので、一括して御説明申し上げます。

添付しております位置図を御参照いただきたいと思います。

町道芦北学園線は、町道射場芦北線の道路改良に伴い、延長が短くなり、起点を修正する必要が生じたため、現町道を一旦廃止し、新たに認定するものです。

路線の概要について、御説明申し上げます。

町道芦北学園線は、起終点ともに芦北町大字芦北字井手上北で、延長は73.7m、平均幅員は4.3mの路線でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第13、議案第33号から日程第14、議案第34号までを順次討論を行い、採決します。

日程第13、議案第33号、町道の路線廃止について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第34号、町道の路線認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 15 議案第 35 号 財産の無償貸付けについて

○議長（宮内道則君） 日程第 15、議案第 35 号「財産の無償貸付けについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 35 号、財産の無償貸付けについて、御説明申し上げます。

本案は、廃校施設を有効活用した円滑な企業誘致に資するため、芦北サテライトオフィス計石の建物を無償で貸し付けるものです。

貸し付ける建物、所在地、芦北町大字計石字港 2963 番 1、名称、芦北サテライトオフィス計石、構造、鉄筋コンクリート、延床面積、1,540㎡。

貸付の相手方、住所、熊本県葦北郡芦北町大字計石 2963 番地 1、名称、一般社団法人HALO、代表者、代表理事 小山光由樹。

貸付の目的は、企業誘致でございます。

貸付期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 5 年間となっており、期間満了後は相手方との協議により貸付期間を更新できるものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第 16、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字高岡 491 番地、氏名、櫻井優一。

この件につきましては、令和 4 年 9 月 30 日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものがあります。

櫻井優一氏であります。本町職員として昭和 55 年 4 月から令和 2 年 3 月の退職まで 40 年間奉職され、その間、総務課長、福祉課長等を歴任されました。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

—————○—————

第 17 発議第 2 号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（宮内道則君） 日程第 17、発議第 2 号「特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。元山君。

○9番（元山秀志君） 発議第2号、令和4年6月17日。芦北町議会議長 宮内道則様。提出者、芦北町議会議員 元山秀志、賛成者、芦北町議会議員 林田耀宏、賛成者、芦北町議会議員 草野安道、賛成者、芦北町議会議員 楠原清照。

令和2年7月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会の設置に関する決議。

本案を下記のとおり、芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称は、令和2年7月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会とするものです。

2、設置の根拠は、芦北町議会委員会条例第5条によるものです。

3、設置の目的は、令和2年7月豪雨災害で失われた日常を取り戻し、次世代に繋いでいく「創造的復興」を図るため、復旧・復興対策事業の進捗状況や、諸課題等について調査、検討及び提言を行う必要があるためであります。

4、委員の定数は、7人とするものです。

5、設置の期限は、令和8年3月31日、議員任期の満了日までとするものです。

6、調査の継続は、調査終了まで閉会中の継続調査とするものです。

7、提案理由につきましては、特別委員会設置の目的に応じた調査、検討及び提言を行うため、令和2年7月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会を設置するものであります。

議員各位におかれましては、御審議のうえ、御賛同いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 18 特別委員会委員の選任

○議長（宮内道則君） 日程第 18「特別委員会委員の選任」を行います。

令和 2 年 7 月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会委員の選任は、芦北町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。委員は、議長が指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会委員は、議長が指名することに決定しました。

それでは、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会委員の指名をいたします。

委員の定数は、7 人となっております。

委員に、楠原君、長口君、林田君、坂本君、宮尾君、川尻君、寺本修一君、以上 7 人を指名いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会委員は選任されました。

それでは、ただいまより選任されました委員は、委員会条例第 8 条及び第 9 条の規定により、正副委員長との互選を行い、その結果を議長に報告願います。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 44 分

—————○—————

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま令和 2 年 7 月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会の正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

委員長に宮尾君、副委員長に楠原君、以上です。

—————○—————

第 19 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 次に、日程第 19「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第 100 条及び会議規則第 127 条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思ひます。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

—————○—————

第 2 0 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 1 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 2 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第 2 0 から日程第 2 3 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 4 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午前 1 1 時 4 6 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員